尼崎市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

令和5年11月10日 尼崎市議会議員政治倫理審査会

<目次>

1	調査請求の内容	P 1
2	調査請求書の受理	P 1
3	尼崎市議会議員政治倫理審査会の設置 ————————	P 1
4	関係者からの意見・事情聴取等	P 2
5	審査の結果	P 2
6	意見 ————————————————————————————————————	P 8
<参	岁考> ————————————————————————————————————	P 9
別糸	氏 ————————————————————————————————————	P 1 3

1 調査請求の内容

(1) 調査請求書の提出日

令和5年1月27日

(2) 調査を求める議員の氏名

光本圭佑議員 (無所属 (令和4年6月15日まで日本維新の会に所属))

(3) 違反する疑いの内容

尼崎市議会議員政治倫理条例第3条第1項第4号及び第5号違反

光本圭佑議員は、幹事長の立場を利用し、政務活動費の不正使用疑惑事案を引き起こし、議会の信頼を著しく傷つけた。よって、真相究明のために「尼崎市議会議員政治倫理条例」第5条の尼崎市議会議員政治倫理審査会を設置の上調査することを求める。

事案の主なものは以下の通り。

- ① 政務活動費の使用に際し、会派議員の同意もなしに複数回引き出し、現金を 受け取りながら、契約不履行にもかかわらず長期間にわたり返金されていない ということを複数回行っていた。
- ② パソコン等の購入で大手量販店の納品書を偽造されたり、本来会派室で使うべきものが、自宅に送られたりしていた。
- ③ 政務活動費を会派の了解なしに自らの口座に振り込むなどの事象もあった。

①から③以外にも、政務活動費の制度検証等特別委員会において様々な事象や 事実関係の相違などがあげられており、すべての事象について調査を請求するも のである。

※事案の詳細については、別紙「政務活動費の制度検証等特別委員会資料」(令和4年8月18日付)を参照。(12,13ページ)

2 調査請求書の受理

本件調査請求書に付された署名について、選挙管理委員会での計数の結果、有効署名数は2,810件であった。このため、尼崎市議会議員政治倫理条例(以下、「条例」という。)第4条に規定する、150分の1以上の連署があることが満たされており、令和5年2月16日付けで本件調査請求書が正式に受理された。

3 尼崎市議会議員政治倫理審査会の設置

尼崎市議会会派代表者会での確認を経て、尼崎市議会議長の下に令和5年3月15日付けで尼崎市議会議員政治倫理審査会(以下、「審査会」という。)が設置された。

なお、審査会委員については条例第5条第2項において「審査会の委員定数は12人以内とする」こと、また、同条第3項において「審査会の委員は、社会的信望があり地方行政に関し高い識見を有する者のうちから、議長が委嘱する。」とされていることから、本件調査請求の内容及び審査会委員の職種並びに立場等の均衡を考慮し、次の選出区分による5人とされた。

- (1) 学識経験者(2人)
- (2) 弁護士(1人)
- (3) 他自治体議会事務局の勤務経験者(1人)
- (4) 市民の代表(1人)

4 関係者からの意見・事情聴取等

審査会においては、関係者(次の(1)から(3)の者)の出席を求め、意見・事情聴取を行った。

なお、会派の経理処理等について確認を行うため、日本維新の会の会派雇用職員に も出席を求めたが、同会派より出席できない旨の回答があった。

- (1) 光本圭佑議員(以下、「光本議員」という。)
- (2) 日本維新の会所属議員 別府建一議員、辻信行議員、長崎くみ議員、松岡洋司議員
 - ※ 当審査会において日本維新の会に出席を求めたところ、上記の4名が出席した。
- (3) 西田兼治議員

(各事象発生当時に日本維新の会の政務活動費対象経費支出書において経理責任 者欄に氏名の記載があった議員(現在は無所属))

5 審査の結果

(1) 調査請求の適否

本件請求は、令和4年6月14日に開催された尼崎市議会会派代表者会で報告がなされ、さらに令和4年度に同市議会が設置した政務活動費の制度検証等特別委員会でも協議がなされているが、いまだに解明に至っていない各事象について、真相究明及び光本議員の政治倫理基準違反の行為の有無について調査を求めるものである。

請求に係る各事象中には、尼崎市議会事務局から刑事事件として告発されている事実まで含まれており、決して軽視できる事案ではない。未解明の各事象について、尼崎市民が疑惑を感じ真相究明等を求めるのは、当然のことである。そして、後述のとおり、当審査会が調査したところ、光本議員には政治倫理基準違反の行為があると認められた。当審査会は、本件請求に係る調査は、当審査会による審査に適していると認める。

なお、光本議員も、当審査会の調査において、尼崎市民が上記各事象について真相究明等を求めるのはもっともであり、当審査会に審査されるのはやむを得ない旨発言し、本件請求に係る調査が当審査会による審査に適している旨認めている。

(2) 政治倫理基準違反の行為の存否

ア 調査の対象となった事象

(7) 事象1

光本議員は、令和3年6月29日、会派雇用職員をして政務活動費からパソコン購入費として現金75万円を引き出させ受領した。

その後、家電量販店からパソコン等が届いた。光本議員は、同年9月24日、会派雇用職員に対し、「先に受領した金75万円を他社に支払ったがキャンセルし、まだ返金を受けていない。自分が家電量販店へ立て替えて支払った。」旨説明し、家電量販店の金76万330円の領収書と納品書を会派雇用職員へ渡し、政務活動費から同額の現金を引き出させ受領した。

光本議員は、令和4年3月23日、現金75万円を政務活動費に返金し、同年5月31日、議会事務局にA社の令和3年6月24日付け見積書(金75万円のもの)を提出した。

(イ) 事象2

会派雇用職員は、令和3年9月24日に光本議員から受領した上記納品書と届いた物品を突合したが、2点不突合があった。

令和4年6月13日、会派の調査により、光本議員が会派雇用職員に渡した上記領収書は、真実はクレジットカード払いであるのにデビットカード払いの印が付されていること、上記納品書は、正規のものと書式が異なる上、光本議員が家電量販店で購入された物品が網羅されていないことが判明した。

なお、尼崎市議会事務局は、上記領収書を変造し、上記納品書を偽造した事 実で、光本議員を兵庫県警察に告発している。

(ウ) 事象3

光本議員は、令和3年11月2日、会派雇用職員をして政務活動費から会派広報紙の印刷代として現金127万2,500円、ポスティング代として現金76万5,765円、合計203万8,265円を引き出させ受領した。光本議員は、一旦、K社に発注し代金を支払った。

その後、別業者に発注することとなり、会派雇用職員が、別業者に対し、いずれも政務活動費から、同月 11 日に印刷代 43 万 1,200 円を、同年 12 月 6 日にデザイン料 7 万 1,500 円を、同月 22 日にポスティング代 76 万 5,765 円を支払った。

光本議員は、令和4年3月31日、現金203万8,265円を政務活動費へ返金した。

(I) 事象4

光本議員は、令和4年4月20日、会派雇用職員をして政務活動費から会派議員10名分の政務活動費として現金250万円を引き出させ受領した。

光本議員は、同年6月6日、上記250万円を返金した。

(オ) 事象5

光本議員は、令和4年4月20日、会派雇用職員をして政務活動費から図書費 として6万円を引き出させ受領した。

同年6月9日、上記6万円が返金された。

(加) 事象6

光本議員は、令和4年5月31日、会派雇用職員をして政務活動費から会派広報紙の印刷代として現金81万4,400円を引き出させ受領したが、同日、会派雇用職員へ返した。

会派雇用職員は、同年6月9日、上記81万4,400円を政務活動費へ返金した。

イ 条例の定める政治倫理基準

尼崎市議会議員政治倫理条例は、議員による政治倫理基準の遵守等について、 以下のとおり定めている。

「第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下、「政治倫理基準」という。)を 遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体 等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (2) 政治活動に関する寄付について、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある行為をしないこと。
- (3) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (4) 公費から支弁された金品の使用に当たっては、その目的に従って、常に適正に行うこと。
- (5) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、 その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- 2 議員は、政治倫理基準に違反する行為を行ったとして市民から疑惑をもたれ たときは、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明するよう努めなければならな い。」

上記条例第3条第1項第4号において、公費から支弁された金品(なお、政務活動費はこれにあたる。)の使用にあたり、「その目的に従って行うこと」及び「常に適正に行うこと」という二つの要件が規定されているところ、当審査会では、この二つの要件の関係をどのように解釈すべきが議論となった。結論として、かかる金品の使用については、その目的に従って行うという実体的要件と適正な手続きで行うという手続的要件を双方共に満たす必要があり、いずれか一方が欠けると政治倫理基準違反となりうるが、些細な違反を含めて全て政治倫理基準違反に問うのではなく、政治倫理基準違反とまで評価できるかどうかを当審査会で審査すべきである、という解釈論で一致した。

ウ 政治倫理基準違反の行為の存否

当審査会は、以下のとおり、事象 1、事象 2、事象 3、事象 4における光本議員の以下の行為が政治倫理基準に違反すると認めた。他方、事象 5、事象 6における光本議員の行為は、政治倫理基準に違反するとまでは認めなかった。

(7) 事象 1

当時、光本議員は、日本維新の会尼崎市議団の幹事長として同会派の代表者の地位にあり、同会派に交付された政務活動費の支出を決定する権限を有していた。しかし、関係規定によれば、政務活動費の出納を行うのは、各会派で代表者とは別におかれている経理責任者であり、代表者が政務活動費の出納を行うことはできない。光本議員が令和3年6月29日に会派雇用職員をして政務活動費から現金75万円を引き出させて受領した行為は、適正な手続きによるものでない上、約9か月もの間、75万円の政務活動費が適正な管理下に置かれていなかったことは座視できない。よって上記条例第3条第1項第4号及び第5号の政治倫理基準違反である。

なお、日本維新の会尼崎市議団においては、政務活動費の使用にあたり、従前より関係規定の定める手続きを履践しておらず、代表者が会派雇用職員に指示して政務活動費から出金させる手法が常態化していたと思われ、当審査会の調査において、光本議員のほか、同市議団所属の他の議員も同旨を供述した。しかし、光本議員は、当時すでに尼崎市議を2期務め、同市議団の代表者を以前から務めており、政務活動費に関する関係諸規定を熟知している立場にあったのだから、旧態にとらわれたことを酌量する余地はない。

さらに、光本議員が議会事務局に提出した令和3年6月24日付け見積書の作成者であるA社は、同見積書は光本議員から日付をさかのぼって作成して欲しいと依頼されて令和4年5月に作成したものであり、光本議員との間でパソコンの売買取引はなかった旨を説明しており、光本議員が政務活動費から引き出した現金75万円をその目的に従って使用したのか、疑惑が生じている。

ところが、この点、光本議員は、昨年度の会派代表者会においては、A社にパソコン代金 75 万円を支払ったがキャンセルし返金が遅れた旨説明していたのに、当審査会の調査においてその説明を翻し、パソコン代金を支払った相手方はA社ではなく別の業者(以下、「X社」という。)であると説明した。そして、光本議員は、すでに兵庫県警に供述しているので、X社の情報を開示できる旨を当審査会で述べていたのに、その後の当審査会の書面による照会に対し、捜査を受けていることを理由にX社の情報の開示を拒むに至った。

かかる光本議員の態度は、到底納得できるものではない。警察でX社の存在を供述しているのであれば、当審査会の調査においてもX社の情報開示ができるはずである。光本議員は、言を左右にして、事案の解明に必要な情報の開示を拒んでおり、市議会議員としての誠実さが感じられず、当審査会は、光本議

員の一連の言動は、上記条例第3条第2項にも違反すると認めた。

(イ) 事象2

事象2は、事象1と一連の事案である。

光本議員は、家電量販店で購入した物品と会派事務室へ送付された物品が一部突合していないこと、クレジットカード払いで支払ったのに領収書のデビットカード払いに印が付けられていることなど、一連の事情について、一応の説明をしているが、納品書が正規の書式でない点については、納品書が見当たらず、再発行が面倒なので自ら家電量販店の名義で作成した旨を説明している。

しかし、納品書が見当たらなかったとしても、他人名義の納品書を名義人の 承諾なく作成してよい理由にはなり得ない。光本議員が家電量販店名義の納品 書を作成せざるを得なかったと思われる特段の理由はなく、その作成した納品 書記載の物品と現に購入した物品が一致していないことも考慮すると、光本議 員が何らかの不正の目的で納品書を作成したと疑いをかけられたとしてもやむ を得ない。

当審査会は、光本議員が政務活動費を使用して家電量販店でパソコン等を購入した行為は、支出手続きが法令に違反しているので、上記条例第3条第1項第4号の政治倫理基準違反であり、納品書等を名義人の承諾なく作成した行為は、上記条例第3条第1項第5号の政治倫理基準違反であると認めた。

(ウ) 事象3

光本議員は、令和3年11月2日に政務活動費から会派雇用職員に引き出させて受け取った現金203万8,265円について、K社にいったん支払ってキャンセルし、返金してもらうのが遅れた旨説明しており、K社も同様の説明をしている。しかし、K社の領収書等の支払いを裏付ける資料について、光本議員は返金を受けた際に領収書をK社に返したとのことであり、提出されていない。

令和3年11月2日の出金も、事象1で論じたのと同様、会派の経理責任者が 関与しておらず、関係規定に違反した手続きである。光本議員が関係規定を熟 知する立場であったことを考慮すると、会派内で従前からそのような運用がな されていたことは、特に酌むべき事情と言えない。その結果、その後、令和4年 3月31日に光本議員が返金するまで、約5か月もの間、200万円以上の政務活 動費が適正な管理下に置かれていなかったことは、座視できない。

当審査会は、光本議員の事象3における政務活動費の取扱いは、上記条例第3条第1項第4号及び同第5号の政治倫理基準違反であると認めた。

(I) 事象4

光本議員は、令和4年4月20日の現金250万円の出金について、会派に分裂の兆しがあったので、会派を脱退する議員の政務活動費を保全するために出金した旨説明している。そして、出金した250万円を別の口座で保管していた旨説明しているが、保管していた口座がいまだに開示されていないので、当審査会が調査の席上、自身の正当性を証するため、書面による口座の開示を求めた

ところ、光本議員は、警察には口座情報を全て開示しており、当審査会に対する開示も検討する旨を回答した。ところが、当審査会の照会文書に対し、光本議員は、捜査を受けているので開示できない旨を回答した。

当審査会が照会したのは、250 万円を入金したことが分かる限度で口座の取引履歴を何らかの形で開示することであり、口座取引の全てを詳らかにするよう求めたのではない。かかる限定した開示請求にも応じられないという光本議員の対応は、全く理解できない。事象1でも論じたように、光本議員は、言を左右にして、事案の解明に必要な情報の開示を拒んでおり、市議会議員としての誠実さが感じられない。

そもそも、会派の了承なく、政務活動費を会派の口座から別口座へ移管すること自体が適正な手続きといえない上、出金手続きに会派の経理責任者が関与しておらず、関係規定に違反している。そして、光本議員が口座情報を開示しないことも考慮すると、会派内の政治的対立があり保全の必要があったので出金した旨の光本議員の説明は信用することができない。当審査会は、光本議員による現金250万円の出金は、上記条例第3条第1項第4号及び同第5号に違反する政治倫理基準違反であり、同議員が口座の開示を拒んだことは、同条例第3条第2項にも違反すると認めた。

(オ) 事象5

光本議員が令和4年4月20日政務活動費から現金6万円を出金した手続きは、すでに論じているように、関係規定に違反する。

しかし、他の事象の案件と比較すると金額が低額であること、約1か月半後 に全額が返金されていることを考慮し、当審査会は、政治倫理基準違反とまで はいえないと判断した。

(加) 事象6

光本議員が令和4年5月31日に政務活動費から現金81万4,400円を出金した手続きも、関係規定に違反する。

しかし、即日会派職員へ返金していることを考慮し、当審査会は、政治倫理 基準違反とまではいえないと判断した。

(3) 議会において講ずべき措置

当審査会は、以上のとおり、事象1ないし4において、光本議員に政治倫理基準違反の行為を認めた。光本議員は、議員歴が決して短くなく、会派代表者という要職にあって政務活動費の使用に関する関連諸規定を熟知する立場にあったのに、法令違反の手続きで政務活動費の出金を繰り返していた。所属する会派において、従前から経理責任者が政務活動費の出納に関与していなかったという背景事情があったとはいえ、光本議員の行為は、かかる会派の運用を利用し、制度の隙間を巧みについたものと言える。また、たったひとりの議員の行いにより、尼崎市議会に対する市民からの信頼を損ね、議会の名誉を傷つけた。その政治的責任は重い。

加えて、光本議員は、当審査会の調査において、事象1の当初発注先業者を「A社」から「X社」に変遷させ、X社の情報を開示すると言明しておきながら、当審査会の照会に回答を拒否した。事象4においては、現金250万円の保管先口座の情報の開示を求める当審査会の照会に対して、回答を拒否した。このように、前言を翻し、かつ、納得できる説明を拒む光本議員の態度は、市議会議員としての誠実さを欠き、疑惑を招く一方である。上記条例第3条第2項にも違反する。

以上のような状況を鑑み、当審査会は、光本議員が議員の職にとどまることは適切でなく、このまま職にとどまることによって議員報酬等が支払われていることを考えると、即座に辞職すべきであると判断する。よって、尼崎市議会におかれては、光本議員に対し、議員辞職勧告決議をするのが妥当である。

6 意見

当審査会は、日本維新の会尼崎市議団及び尼崎市議会に対し、以下の意見がある。

(1) 日本維新の会尼崎市議団に対して

光本議員が所属していた日本維新の会尼崎市議団は、当時、政務活動費の適正使用にあたり条例、施行規則等を遵守しなければならないという認識を十分に持ち合わせていなかった。このことが今回の度重なる事象の発生に繋がった。

また、当時、経理責任者に任ぜられたはずの議員は、自分自身がその立場にあることを全く認識していなかった。

これは、日本維新の会尼崎市議団が政務活動費という公金をどう適正に取り扱うべきかという認識の欠如を象徴しているものと言わざるを得ない。

同会派は、今回の事象発生を重く受け止め、二度とこのような事態を招くことのないよう猛省を求めたい。

(2) 尼崎市議会に対して

今回の事態を招いてしまった尼崎市議会は、政務活動費の適正使用にあたっての 取組を精力的に行わなければならない。

すでに制度検証のための特別委員会が設置されていると承知しているが、実効ある改革がなされるよう、他の議会の先行事例などを参考に、二度とこのような事態を招かないような仕組みの構築を、議会と事務局が一体となって取り組み、一日も早く議会に対する市民の信頼回復を図るよう努力していただきたい。

以上

<参考>

1 審査の経過

第1回(令和5年5月12日開催)

【出席者】

〇審査会委員

丸山毅会長、駒林良則副会長、梅村晋一委員、丹羽功委員、山口昇次委員

〇審査会が出席を求めた者

日本維新の会所属議員(別府建一議員、辻信之議員、長崎くみ議員、松岡洋司議員)

【審査事項及び経過】

〇調査請求内容の報告

事務局から説明があり、質疑等はなかった。

〇各事象について

事象 1 から 6 について 1 つずつ事務局からの説明及び質疑応答を行い、各事象における背景、経過の確認を行った。

○次回の審査会について

政治倫理基準違反の審査等を進めていくにあたり、関係者に出席を求めることとし、 具体的な関係者の選定については、会長に一任した。

第2回(令和5年6月7日開催)

【出席者】

〇審査会委員

丸山毅会長、駒林良則副会長、梅村晋一委員、丹羽功委員、山口昇次委員

○審査会が出席を求めた者

- ・日本維新の会所属議員(別府建一議員、辻信之議員、長崎くみ議員、松岡洋司議員)
- · 光本圭佑議員(無所属)
- · 西田兼治議員 (無所属)

【審査事項及び経過】

○政治倫理基準違反の行為の存否及び調査請求の適否について

まず、当時の日本維新の会の経理処理や政務活動費の収支報告書の提出までの流れ 等、前提となる事実関係について確認を行い、次に、各事象及び調査請求内容につい て光本圭佑議員に意見・事情聴取を行った。

○次回の審査会について

関係者に出席を求めることとし、具体的な関係者の選定については、会長に一任した。

第3回(令和5年7月27日開催)

【出席者】

〇審査会委員

丸山毅会長、駒林良則副会長、梅村晋一委員、丹羽功委員、山口昇次委員

〇審査会が出席を求めた者

- ・日本維新の会所属議員(別府建一議員、辻信之議員、長崎くみ議員、松岡洋司議員)
- 光本圭佑議員 (無所属)

【審査事項及び経過】

〇政治倫理基準違反の行為の存否及び調査請求の適否について

まず、各会派から提出のあった、会計処理の手続き等に係る資料に基づき、日本維新の会所属議員に質疑を行った。

次に、「照会内容:パソコンを発注したA社とは別の会社名、政務活動費 250 万円を入金した口座の写し等の提出」について回答できない理由等を中心に光本圭佑議員に質疑を行った。

次に、非公開とし、調査請求の内容が、政治倫理を問うものとして適当であるかどうかを確認し、光本圭佑議員の一連の行動、言動について政治倫理基準違反の行為に当たるかどうか意見交換を行った。

○講ずべき措置について

議会として講ずべき措置について意見交換を行った。

○次回の審査会について

次回は報告書のたたき台についての意見交換となるため、関係者には出席を求めないこととした。

第4回(令和5年8月28日開催)

【出席者】

〇審査会委員

丸山毅会長、駒林良則副会長、梅村晋一委員、丹羽功委員、山口昇次委員

【審杳事項】

〇尼崎市議会政治倫理審査会審査結果報告書(たたき台)について

尼崎市議会政治倫理審査会審査結果報告書(たたき台)の内容について意見交換を 行った。

第5回(令和5年10月25日開催)

【出席者】

〇審査会委員

丸山毅会長、駒林良則副会長、梅村晋一委員、丹羽功委員、山口昇次委員

【審査事項】

〇尼崎市議会政治倫理審査会審査結果報告書について

尼崎市議会政治倫理審査会審査結果報告書について確認し、議長に報告書を提出することを確認した。

2 審査会委員名簿

氏名	職業等	所属等	審査会の役職
うめむら しんいち 梅村 晋一	他自治体元議会事 務局職員	元神戸市会事務局長	
こまばやし よしのり 駒林良則	学識経験者	立命館大学 法学部特 任教授	副会長
に わ いさお 丹羽 功	学識経験者	近畿大学 法学部教授	
まるやま つよし 丸山 毅	弁護士	丸山総合法律事務所	会長
やまぐち しょうじ 山口 昇次	市民代表	尼崎市市民運動推進委 員会 共同代表	

3 尼崎市議会議員政治倫理条例(抄)

(政治倫理基準の遵守等)

- 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。
 - (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
 - (2) 政治活動に関する寄付について、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある行為をしないこと。
 - (3) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
 - (4) 公費から支弁された金品の使用に当たっては、その目的に従って、常に適正に行うこと。
 - (5) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- 2 議員は、政治倫理基準に違反する行為を行ったとして市民から疑惑をもたれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明するよう努めなければならない。

(市民の調査請求権)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第18条に定める選挙権を有する者(以下「有権者」という。)は、議員が政治倫理基準に違反していると認めるときは、その総数の150

分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、当該議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足りる事実を証する書面を添えて、議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求(以下「調査請求」という。)をすることができる。 (審査会の設置等)

- 第5条 議長は、調査請求を受けたときは、尼崎市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会の委員定数は、12人以内とする。
- 3 審査会の委員は、社会的信望があり地方行政に関し高い識見を有する者のうちから、 議長が委嘱する。
- 4 審査会の委員は、当該事案の審査結果を議長に報告したときは、解嘱されるものとする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 また、同様とする。
- 6 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。 (政治倫理基準違反の審査等)
- - (1) 調査請求の適否
 - (2) 政治倫理基準違反の行為の存否
 - (3) 議会において講ずべき措置があるときは、その講ずべき措置
- 2 審査会は、前項の審査を行うため議員又は第三者に対し事情聴取等必要な調査を行 うことができる。この場合において、審査会は、必要があると認めるときは、議員から 第12条から第14条までに規定する資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び 関連会社等報告書(以下「資産等報告書等」という。)の全部又は一部の提出を求めるこ とができる。
- 3 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の者の合意 により非公開とすることができる。
- 4 審査会は、第1項の審査を終えたときは、第2項の規定により議員から提出された資産等報告書等を添えて、その審査結果を議長に報告しなければならない。
- 5 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その概要を速やかに公表しなければならない。

政務活動費の制度検証等特別委員会の協議事項について(案)

事象 1 A社とのパソコンの売買契約について

令和3年6月24日付で、A社でのパソコンの見積書あり。支払方法に現金のみと記載。

令和 3 年 6 月 29 日、光本議員の指示で会派職員が、パソコン購入代金を政務活動費から 750,000 円現金で出金し光本議員に渡す。光本議員が A 社に現金で支払い。

光本議員から領収書の提出はなし。

光本議員がA社に対してキャンセル。

その時点で A 社から返金はなし。

令和 4 年 3 月 23 日、キャンセル後、9 ヶ月たって A 社より 750,000 円が返金。 政務活動費の口座へ入金。

令和4年6月2日 議会事務局より会計責任者に報告が有り会派議員全員が知る。

会派議員がA社に約9ヶ月返金されていなかった理由を確認したところ、返金する事を忘れていたと説明。会派議員がA社さんと知り合いの方に再度確認依頼をしたところ、説明は同じで返金催促されたのは、令和4年1月に1回催促されただけと説明。

会派職員に確認したが、最初A社に支払った時点の領収書の提出はなく、確認もしていない。

事象 2 家電量販店でのパソコン購入について

令和3年8月22日家電量販店でパソコン等を760,330円で購入。

令和 3 年 9 月 24 日、パソコン等購入代金を政務活動費から 760,330 円を現金で出金し、光本議員に支払い。

令和4年6月13日、会派の調査にて光本議員が家電量販店で購入したパソコン等の領収書の変造及び納品書の偽造疑いに気づく。その後、家電量販店にパソコン等の納品書が正規のものか確認し、書式が違うことが判明。

令和4年6月14日、会派代表者会にて光本議員が家電量販店で購入したパソコン等の領収書の変造及び納品書の偽造を認める。

令和4年6月14日、お買い上げメモにおいて、お届先が光本議員の自宅となっていた Wi-Fi 中継器とPCが、光本議員のロッカーの中で確認される。前日13日の23時に、会派議員が会派内全員のロッカーおよびデスクを確認したが、光本議員のロッカーおよびデスクにも存在を確認できなかった。

事象 3 K 社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約について

2021年10月25日付で、K社の見積書あり。支払方法に現金にて御集金と記載。

令和 3 年 11 月 2 日会派報発行の為、ポスティング代 765,765 円、及び印刷費 1,272,500 円、合計 2,038,265 円を、光本議員の指示で会派職員が政務活動費から現金で出金。 光本議員に手渡し。 光本議員が K 社へ現金で支払い後、会派議員に報告、相談無し。その後、キャンセルし、会派会議で他の業者に発注する事を決定。

他の業者に、令和 3 年 11 月 11 日に印刷代 431,200 円を政務活動費より、会派職員が振込で支払い。

令和3年12月6日にデザイン料71,500円を政務活動費より、会派職員が振込で支払い。

令和 3 年 12 月 22 日にポスティング代、765,765 円を政務活動費より、会派職員が振込で支払い。

令和4年3月31日765,765円、1,272,500円を政務活動費に返金。

令和4年6月2日議会事務局より会計責任者に報告が有り会派議員全員が知る

事象 4 会派内個人使用分の政務活動費の出金について

令和 4 年 4 月 20 日に議会事務局より、前期分として、10 人分の政務活動費 6,000,000 円が 入金される。

令和4年4月20日に個人用政務活動費(尼崎市議団内の取決め)250,000円ずつ10人分,合計2,500,000円を政務活動費用の口座から会派職員が現金で出金し、光本議員に手渡し。 光本議員が個人口座に入金。

令和4年6月2日、議会事務局より会計責任者に報告が有り会派議員全員が知る。

令和 4 年 6 月 6 日、光本議員が速やかに 2,500,000 円を返金しないため、安浪団長が自費で返金。

令和 4 年 6 月 6 日、光本議員が安浪団長へ 2,500,000 円現金で返金。2,500,000 円の現金は、どの様に用意したのかは不明。

令和4年 6 月 7 日緊急会派会議の場で、2,500,000 円を入金していた口座明細をコピーで提出したため、パソコン画面での確認を要求したが、確認させてもらえなかった。

事象 5 図書購入について

令和4年4月20日60,000円を政務活動費から現金で出金。

令和4年6月9日、別府議員、西田議員により会派口座に現金で60,000円を返金。

事象 6 印刷会社の見積書に基づく会派広報紙の印刷の委託契約について

令和4年5月30日 印刷会社の印刷見積り取得。

令和4年5月31日 印刷費として814,400円を光本議員の指示で会派職員が政務活動費より現金で出金。

令和4年6月9日 政務活動費の口座を確認したところ、814,400円の現金で出金を確認。 会派職員に確認したところ、令和4年5月31日、光本議員より会派職員へ返金。会派職員が口座に返金する事を失念しており、結果6月9日まで事務員ロッカーにて現金保管。

令和4年6月9日、別府議員、西田議員により会派口座に現金で814,400円を返金。